

横須賀市立市民活動サポートセンター
活動紹介コーナーにおける募金活動、チャリティ販売及び署名活動について

●実施前の提出書類

活動紹介コーナーの申請書のほかに、「<様式1>署名・募金活動の許可申請書」をご提出ください。

●実施に際してのルール

1. 実施できるのはサポートセンターにデータベース登録をしている市民公益活動団体です。未登録の団体は「データベース登録票」と活動内容のわかる「団体資料」を申請書に添付してご提出ください。
2. 募金活動、チャリティ販売及び署名活動をしようとする団体の登録票に記載された目的に適合した内容である場合のみ、活動ができます。
3. 政治、宗教団体への寄付は認められません。
4. 売上げや募金の使途先、署名の主旨を展示の中で来館者に分かるように明記してください。
5. 団体のメンバーが1名以上常駐し、金銭や個人情報の管理に責任を持つようお願いします。金銭及び募金箱、署名用紙等を活動紹介コーナーに残したまま、たとえ短時間であってもその場を離れないでください。(サポートセンターでの預かりはいかなる場合でもいたしません。金銭や署名用紙が紛失した場合でもサポートセンターでは一切の責任を負いません。)
6. 活動紹介コーナーを出て、募金や販売、署名の依頼をすることはできません。大きな声で呼びかけるなど、他の利用者の迷惑になる行為は慎んでください。サポートセンターはオープンスペースであることをご理解の上、節度を持った行動をお願いします。

●申し込み方法 「<様式1>署名・募金活動の申請書」に必要事項を記入し、実施3週間前までに
ご提出ください。申請後2週間以内に許可、不許可の連絡をサポートセンターより
いたします。

●実施後の提出書類 終了後、1ヶ月以内に「<様式4>集めた署名の取り扱い報告書」または
「<様式5>募金会計報告書」を提出してください。

●期間 利用日の6ヶ月前の1日から予約が可能です。同一団体の利用は年2回までとします。
活動紹介コーナー利用期間中のみ実施可能となります。最長2週間です。

→上記のルールに反した場合は、その場で物品販売及び募金活動を停止いたします。また、年度内の販売、募金活動を禁止します。